

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第104号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第21条の3第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)